

第 20 号議案

神戸市児童相談所条例の一部を改正する条例の件

神戸市児童相談所条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市児童相談所条例の一部を改正する条例

神戸市児童相談所条例（昭和39年3月条例第70号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
(設置) 第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第59条の4第1項及び <u>法</u> 第12条第1項の規定に基づき、本市に児童相談所を置く。			(設置) 第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第59条の4第1項及び第12条第1項の規定に基づき、本市に児童相談所を置く。		
2 児童相談所の名称、位置及び所管区域は、次の表のとおりとする。			2 児童相談所の名称、位置及び所管区域は、次の表のとおりとする。		
名称	位置	所管区域	名称	位置	所管区域
神戸市こども家庭セン	神戸市兵庫区 上庄通1丁目	神戸市	神戸市こども家庭セン	神戸市中央区 東川崎1丁目	神戸市

ター	<u>1 番 27 号</u>		ター	<u>3 番 1 号</u>	
<p>(業務)</p> <p>第 2 条 児童相談所においては、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) <u>法第12条第2項に定める業務</u></p> <p>(2) <u>神戸市立児童センター条例（令和4年 月条例第 号）第3条第1項第2号に規定する事業と連携して実施する業務</u></p>					

附 則

この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

理 由

児童相談所の移転等に当たり、条例を改正する必要があるため。